

令和3年度 第3回京丹後市美しいふるさとづくり審議会

会議録

1. 開催日時

令和4年1月11日（火）午後1時30分～午後4時30分

2. 開催場所

京丹後市役所峰山庁舎 201.202.203会議室

3. 出席者

<審議会委員>

奥谷委員（会長）、中江委員（副会長）、荒田委員、川崎委員、田中委員、
西田委員、畑中委員、増田委員、俣野委員、木原委員

<アドバイザー>

深町先生（京都大学）、三好先生（京都府立大学）、野間先生（滋賀県立大学）、
丸山先生（名古屋大学）

<地元代表>

上羽豊栄連合区長、永島徳光区長、小倉上宇川連合区長、富岡鞍内区長

<事務局>

市民環境部 柳内部長

生活環境課 志水課長、中山課長補佐、給田係長、山下主査、村松主事、高橋
市長公室丹後市民局 松本局長

4. 次第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

（仮称）丹後半島第一・第二風力発電事業計画段階環境配慮書について

①答申素案の確認・検討（市）

(4) その他

(5) 閉会

5. 公開又は非公開の別

公開

6. 傍聴人

あり（37名、報道関係者5名）

7. 要旨（議事経緯）

以下のとおり

■開会

事務局：それでは、定刻となりましたので、ただ今より令和3年度第3回京丹後市美しいふるさとづくり審議会を開会させていただきます。本日はご多用の中、ご参集及びオンラインでのご参加を賜りまして誠にありがとうございます。審議会の事務局を担当しております市民環境部長の柳内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして奥谷会長よりご挨拶を頂戴いたします。

会長：本日は、新年早々ではございますけれども、早くも第3回の審議会であり、大勢の傍聴の方もいらっしゃっております。前回は12月21日現地の宇川の方に行かせていただき、そこで現地の実情を確認し、区長さんからこれまでの災害の歴史などを伺いまして、審議会の委員の皆様もその実情を共有することができたものと思っております。現地視察を踏まえて、第2回の審議会でお示しさせていただいた答申案について、少し見直した方が良いのではないかとというご意見をいただきました。21日以降、委員の皆様方やオンラインでご参加のアドバイザーの皆様方からもご意見をいただきまして、本日答申案として皆さんにお示しをさせていただきます。

第1回の時にも挨拶で申し上げましたけれども、美しいふるさとづくり条例を作り出した際には、まさかその先にこのような大きな課題が待ち受けているとは思っておりませんでした。その条例の理念を今一度思い起こしてですね、この丹後半島の自然と文化にもう一度目を凝らして、耳を澄まして、その上で審議会としてのこの計画段階環境配慮書に対する意見というのを今日はまとめていきたいと思っております。オンラインでご参加の木原委員、それから、それぞれアドバイザーの先生方、委員の皆様方も忌憚のないご意見をよろしくお願いしたいと思います。

事務局：ここで本日の審議会の成立について確認をさせていただきます。本日はオンラインでご出席の京都府地球温暖化防止活動推進センターの木原委員を含めまして、美しいふるさとづくり条例施行規則第16条第2項の規定による委員の過半数の出席ありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

本日は多くの傍聴者及び報道機関の皆様がお越しになっております。受付時に配布しました傍聴時の留意事項をご理解の上、傍聴を行っていただきますようお願いいたします。次に本日は第1回目の審議会にオンラインでご参加くださいました、アドバイザーの丸山先生にお越しいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。名古屋大学大学院の丸山康司先生です。

それでは議事に入ります前に、本日の流れをご説明いたします。本日は先の第1回第2回審議会に引き続き「(仮称)丹後半島第一・第二風力発電事業計画段階環境配慮書」をご審議いただきますが、今回をもって最終審議とさせてい

ただく予定としております。まず、事務局より参考人として入っていただいておりますアドバイザーの選定に係る現状報告をさせていただき、次に、第2回審議会以降に委員や参考人の皆様からいただいたご意見やご助言を踏まえ、事務局で作成いたしました答申素案について第2回でお示しした答申素案との比較表を用いて説明をさせていただきます。

なお、本日の議事資料につきましては事前にお送りさせていただきましたが、一部に誤植等がございましたことから、修正後のものを改めて机の上に配布させていただきますのでご了解をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。ここからは京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条の規定により議事進行を奥谷会長にお世話になりたいと思います。奥谷会長よろしくをお願いいたします。

会 長：それでは、皆さんどうぞ宜しくをお願いいたします。先ほど事務局からご説明がありましたけれども、「(仮称)丹後半島第一・第二風力発電事業計画と事業計画段階環境配慮書」についての審議は今回が最終となります。このことを念頭に置いていただいて、忌憚のないご意見をどんどんおっしゃっていただきたいと思っております。

まず議事に入ります前に、会議録の確認者を1名指名させていただきます。これまでの流れの名簿順ということで、前回木原委員にお願いしましたので、今回は田中委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。アドバイザー選定の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

事 務 局：市民環境部生活環境課の給田と申します。アドバイザー選定の状況につきまして、資料1を用いて報告をさせていただきます。

◆資料1の説明

会 長：事務局よりアドバイザー選定の現状につきましてご報告をいただきました。報告につきましてご質問等があればお願いいたします。前回の審議会から、専門分野の先生がいらっしゃらないと私どもも十分な専門的な知見というものが分からないということでお願いをし、年末年始にも関わらず、多くの先生方のご協力を得ることができました。続いて、答申案の審議に入っていきたいと思っております。これまでの審議を踏まえて作成した答申案について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：市民環境部生活環境課の山下と申します。それでは資料2と資料3を用いて説明させていただきます。

◆資料2・資料3の説明

会 長：事務局から答申案について説明をしていただきました。ご自由にご意見ご質問などいただきたいと思いますが、前回の審議会をご欠席されていた丸山先生

が今日わざわざ遠くからお越しいただいておりますので、丸山先生のご意見をお願いいたします。

アドバイザー：前は欠席して申し訳ありませんでした。一通り拝見したところですね、かなり踏み込んだコメントをされているところもあるかと思いますが、概ね委員の方々のご懸念が反映されているのではないかなと思います。おそらく一番大きいところが（１）のところでは若干トーンが後退した感じをお持ちの方もいらっしゃるかと思うのですが、私もここへ一言申し上げさせていただいたところで、「市として事業の中止を求め」というところを分割したということについてのコメントをさせていただきました。

ご存じかと思うのですが、アセスメントそのものは事業の可否を決定する制度ではなくて、あくまでその環境影響に対して審査をするということになっております。もっと言うと、コミュニケーションの制度なのですね。ですから、審議会の役割というのは事業者に対してアドバイスをするとういことが基本的な建付けになっています。もちろん、その結果を踏まえて、何か別の枠組みの中で市長さんなりが中止を求めるということはありえるんですけども、審議会からアドバイスして中止を求めるというのは、それを前面に出すというのはよろしくなくて。もちろん重大かつ深刻な環境の懸念がある場合はやめることも考えてくださいねというふうに言うことはアドバイスとしてあり得るわけで。答申案はそういう文言に、今変更されているというふうに思います。その上で若干気になっていることがあります。「懸念」ということをどう考えるかですね。これは要するに、客観的にはかなり影響を合理的に防げるという場合もあれば、その対応なりがいい加減で、言っていることが信用できないという場合もあって、ちゃんと影響を回避されると客観的に言えるけれども、それでも心配だ、みたいな時にどういう扱いなのかというのは心配ではあります。実際問題としてかなり極端な想定をされ、ご懸念が寄せられるケースっていうのは現実にあるので、今の文言だとそういう極端な想定でも懸念は懸念として、中止を求める理由にもなるように読めてしまうので、そこは若干気になっています。あとは例えば風況のことですとか利益の分配ですとか、必ずしも環境影響評価の主旨には入っていないようなことも意見として入っているのですが、コミュニケーションのための制度ということで、事業者側にこういうメッセージを出しておくということは、良いのではないかなと思います。環境影響以外に関したことから、もちろん100点満点の回答がされないことはあり得ますけれども、それを織り込んだ上で、でもこういう意見を出しておくというのもあり得るのではないかなと思いました。そんなところです。

会長：ありがとうございます。丁寧にご説明いただいてわかりやすかったかなと思います。その他ご意見、どなた様からでも結構ですが、オンラインのアドバ

イザーの先生方からいかがでしょうか。いろいろご意見をいただきまして本当に年未年始ありがとうございました。ご意見や補足的なご意見があれば説明をして頂けるとありがたく思います。

アドバイザー：配慮書のやり直しを求めるということではないですよ。

会 長：事務局の方からお答え頂けますでしょうか。

事務局：はい。配慮書のやり直しを求めるものではなく、次の段階の方法書に向けての意見ということで作っております。

会 長：野間先生のご意見がはっきりと聞き取れなかったのですけれども、他の先生の方の意見もお聞かせいただいて、また野間先生に意見をお願いします。チャットでも結構ですのでおっしゃっていただけたらと思います。全般的事項(1)は、はっきりとしたことが書かれてあるけれども、それ以降、個別事項になった時のその文言がどうかという様なことを仰っておられたのかなと思いましたが、ご意見の主旨までしっかりと聞けませんでしたので、また聞かせていただくようにいたします。三好先生お願いします。

アドバイザー：地形と地質についてなんですけれども。2番の個別的事項で、地質に関する一番基本的な情報が欠けているように思います。第4紀の断層については書いてあるのですけれども、そもそも地質が何かというところが抜けています。この辺りは第3紀層という地質的にその地質自体が非常に脆弱な地質体が入っていますので、そういうことも明文化するべきだと思います。それから、最後の方ですね。保安林のことについてなんですけれども。この文章によると、保安林の機能への悪影響はできるだけ小さくするという書き方なのですけれども、保安林の解除ということも見込まれるのでしょうか。それとも保安林の範囲に入らずに事業を進めるということなのでしょう。もし、保安林の解除をすることになるのであればそれなりのレギュレーションというのにも必要になってくると思うのですが、それはどちらで考えてらっしゃるのか、方針についても教えていただけたらありがたいと思います。

会 長：三好先生ありがとうございました。その他要請事項の(7)ですね。事務局の方でお答えいただいてもよろしいでしょうか。

事務局：保安林の関係ですけれども、現在事業者から示されています配慮書において、事業実施想定区域に保安林が含まれております。その前提でもってこの項目を設けているのですけれども、保安林の解除、事業想定区域に含まれている保安林を実際に解除することになるかどうかについては、事業者が今後調査を進めて明らかになってくることかなと考えております。ですので、現時点において保安林の解除をすることになるかどうかについては、はっきりと申し上げることができません。以上です。

アドバイザー：ありがとうございます。もし保安林の解除が可能性として含まれているので

あれば、レギュレーションをしっかりと行うということについてしっかりと触れておくべきだと思います。

会 長：三好先生からご指摘いただきました地質についての記述とそれから保安林の部分ですね。三好先生の方からもう一度、こういう言葉でというご意見をいただいて事務局の方でまとめていただけたらと思います。その他いかがでしょう。深町先生お願いします。

アドバイザー：私の方からは、最初の全体的事項のところ、この答申案自体が今後に向けてということなのですけれども、すでにいろいろな新聞記事などを見ますと、信頼関係、コミュニケーションとか地域の方とのやり取りの中で十分な良いコミュニケーションが出来ているかという、すごく心配な状況があります。この文章ですとそういった懸念があまり伝わらないような感じがしております。今はどうでもよいけれど、今後そうしたらいいのでしょうかというような感じにも受け取れてしまうのです。表現上はこれが限界なのでしょうか。というところをお聞きしたいです。

もう一つはクマタカの話で、調査の期間について言及はしているのですけれども、私は直前にクマタカの研究者の方々にお話しを聞いているのですけれども、今は環境省の指針などに基づいて当然2年以上の調査は必要になるのですが、内部構造とかかなり詳しい調査が必要でその影響の与え方も立地だとか状況に応じてかなり違って、影響評価の仕方や対処の仕方が違ってくるので、そういった部分もしっかり検討するというニュアンスがしっかり伝わるといいかなと思いました。今のところは以上です。

会 長：ありがとうございます 深町先生からは（1）についての表現が、今後に向けてという形にも捉えられるのだけれども、現在の事業者とのやり取りからすると、信頼関係とかコミュニケーションが十分取れているかと言うと心配な状況であって、前回から深町先生はこのまま進めていいのかということをおっしゃっておられたのですけれども、これ以上表現が何とかならないのかということですね。それともう一つ、個別事項の（5）の所のクマタカですけれども、2年以上の調査期間を設けることというだけでは少し足りないのではないかなということがございます。事務局から特に（1）につきまして説明をお願いしますでしょうか

事務局：一般的事項の（1）についてですけれども、繰り返しにはなるのですが、環境アセスメント、環境影響評価の第一段階である配慮書についての意見を申し述べるという形になりますので、今回環境アセスメントの意味合いをはっきりと明示をした上で、重大な影響云々というような表現をさせていただいております。審議会の答申としては、我々としては十分な内容になっているのではないかなというふうに考えておるわけですが、一方では先生ご指摘の地元説明会等

のやり取りにおいてもいろんなご意見が出る中で、現状としまして、アセスはアセスでこういった形で意見を出していく、一方で事業者の責務としてしっかりと市民の皆さんに事業説明を今後も引き続きやっていくという部分がありますので、少しその辺は切り離して考えてもらった方がいいのかなというふうには思っております。

アドバイザー：もちろん手続きの法律がとか手順というのはあると思うのですが、一番大事なのはやはり地域の方々の信頼関係をもって十分に話し合いながらですね、いろいろな意見はあるのでどれが正しいとかいうことではなくて、重要なのはやはりどんどん地域の方が置いていかれているような形で無視されてしまっていると感じるような状況で、これが手続きの流れだからスケジュールだからというように進んでいくのは一番誰にとっても良くないことだと思います。その辺のスケジュール感とかですね、次の段階に行くその前に、どれだけ私たちがやるべきことや大事なことにしっかり向き合えるか、業者の方にしっかりそのあたりが通じているのか、やっぱり地元と向き合うときの説明会というのはとって大事なところだと思います。そこを本当に大事にさせていただいているかどうかというところで非常に懸念が深まってしまっていると思います。そういった部分を別ですよとしてしまうのが本当に審議会のあるべき姿なのか、ということを引きちと考える必要があるのではないかなと私は思っております。以上です。

会 長：ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局：貴重なご意見です。深町先生のおっしゃることもそのとおりでありまして、現在、事業者が説明会を行っている最中にはありますけれども、市民からはもっと色々な場所で様々な対象に対しての説明会を開催して欲しいとの意見や要望が事業者に出されている現状でございます。そういう意味で、今回につきましては、(1)ではなくて(2)の方にしっかりと市民団体と幅広い関係者を対象とすることというようなことも入れさせていただいております。市民等から説明会の要望があった場合は真摯に対応してくださいということも事業者に対してしっかりと行っていくという形に変えさせていただいております。また、あわせて柳内部長がお話をさせていただきましたけれども、この場だけではなくてそういった部分は事業者に対して市民の方からのこういった意見があったということは伝えさせていただく中で、しっかりとした対応を行っていただくことは伝えていきたいと思っております。

アドバイザー：ぜひ伝えるだけではなく実行に移る形でお願いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

会 長：ありがとうございます。クマタカにつきまして、また正確な文言を深町先生と相談させていただいて、事務局の方で文章の修正をお願いします。オンライ

ンの木原委員どうぞ。

委員：答申の内容に関しては先生方の意見を盛り込まれて事務局の方で丁寧に作っていただいているなと思いました。ありがとうございます。その上で私の方からは答申からちょっとはみ出た部分で発言をさせていただきたいなと思っておりますので、これは答申案の議論の後にもう一度発言の機会をいただきたいと思います。

会長：小倉区長さんどうぞよろしくお願いします。

地元代表：上宇川連合区長の小倉です。5番の動物植物生態系についての③ですが、天然鮎の10年間の調査ということで、地元からお願いして答申の方に盛り込んでいただき本当にありがとうございます。ただし、地元区としてはこの調査の方法について非常に興味を持っております。これまでの調査は、本当に地域に根ざした調査を地元の先生方が丁寧に細かくやっておられました。過去の研究の中での調査の方法論を方法書の段階で具体的な形でどういったふうに提示されるかということに非常に興味を持っています。ですから地元区としては前回の12月21日時の地元の意見として、もう前倒しで調査をしてほしいというふうをお願いをしています。とりあえず、その前倒しの調査というよりも地元の研究者の方、漁協関係者の意見を可能な限り早い段階で意見聴取し話し合いをしていただきたいということをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。文言としては研究者、漁協関係者の意見を聞き、調査方法を可能な限り早い段階で十分に検討することというふうに変えていただけたらありがたいと思います。以上です。

会長：事務局の方でそのように盛り込ませていただきます。

地元代表：豊栄連合区の永島です。意見じゃないんですけど。文字の間違いじゃないかと思うんですけど。先ほど2ページの下から4行目に“洗堀”という言葉が出てきますね。この“くつ”は手偏の“掘”じゃないんですか。

事務局：修正させていただきます。

会長：どうもありがとうございました。

委員：この答申についてではないのですが、ここで意見として言わせていただきます。観光公社として出させていただいているのですが意見を原稿にまとめてきているので読み上げをさせていただきたいと思います。改めまして、観光公社から本審議会に参加している者の立場として発言させていただきます。先ほどの丸山先生のアセスとはということを含めて意見の方を聞いていただいて考えていただければと思います。去る1月6日に観光公社の支部長会議を開催いたしました。観光業者の立場から今回の事業計画をどのように捉えるのかといった観点で意見交換を行いました。本来なら観光公社会員の皆さんから広く意見を聞くことが必要だと思いますけれども、諮問から答申までの期間がわずか

2ヶ月、しかもこのカニシーズンの真只中ということで、理事会や総会の開催が不可能でした。支部長会議とはいえ、全員の出席は叶わず一部の役職員による意見交換となりましたが、その時の主な発言内容等を紹介させていただきます。なお観光公社の総意ではありませんので、ご理解とご留意をお願いいたします。結論から申し上げますと、今回の大規模な風力発電施設の建設事業は京丹後の観光振興や社会経済にとってメリットはほとんど感じられない、デメリットの方が大きいように思われるというのが、出席者8名の意見でした。また、京丹後市は2050年ゼロカーボンシティの宣言を行いSDGs未来都市に選定されていますけれども、それらのことと今回の大規模発電施設の建設の問題とは議論のレベルを異にするものとする出席役員の発言を前提に意見を交わしました。なお、以前奥谷会長からもご発言がありましたが、この審議会の根拠となっている京丹後市美しいふるさとづくり条例の前文には、「丹後半島の脊梁山地は、市内を縦断する幾多の清流の源となるほど、豊かで美しい自然環境を形成し、育んでいる。中略しまして、この自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しており、私たちの行動および活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められていると規程されています。また、京丹後市観光立市推進条例にも、観光立市を実現するためには、暮らしそのものが観光資源となる、住んでよし、訪れてよしの魅力ある観光地を目指すことが不可欠であるとも定められています。以上のことから、このような理念や精神を大切にしていくことが、将来における京丹後の持続可能な観光振興にとってはまず重要だという意見が大半でした。

最後に、繰り返しになりますけれども今回の審議期間はわずか2ヶ月でした。私の意見が観光公社を代表することになりますので、このような重大な問題の場合は発言の責務がすごく重大で、発言を求めているのはありがたいですけれども、理事会や総会を開く必要も出てきますので、今後はちょっと配慮いただきたいと思います。すごく感性的な個人的な意見になりますけれども、たまたまですけれども今朝孫が持ってきて読んでと出した本が「ことりをすきになった山」という“マクレーラン”という方の本だったんです。今朝出会った詩も「いいけしき」という“まどみちお”の詩だったんです。水が横たわっている水平に木が立っている、垂直に山が座っている、実に水平に実に垂直にこの平安を故郷にしているのだ。ぼくたちありとあらゆる生き物がという詩だったんです。今日の審議会の前にこの山のお話、木も何も生えてないところから水が出て、鳥がそこにタネを落として、木が生えてっていう自然がいかにか大事かという本を読みました。人間は豊かに発展して、持続していくことは大事なことですけれども、いつから自然に対する畏敬の念を忘れてこんなに横暴にな

ったのかなというそれは私の感想ですが心が痛みます。ですから、今宇川の住民の方たちにすると大事な先祖さんからいただいた地域の大切なところを切り開き、そこに住む人々がいる中で、この方達の幸せやその環境を破壊してまでこれは進めていく必要があるのかなと思います。本当にこのリスクコミュニケーションというか、事業者の方からもそういうことの提示とか、地域の貢献へというものが感じられないと思います。後半は私の単なる感想意見になりますけれども発言させていただきました。

会長：田中委員、大変貴重なご意見をありがとうございます。では続いて富岡区長様をお願いします。

地元代表：鞍内区長の富岡です。前回の審議会から参加させていただきましてありがとうございます。川の流れ、川の水の音とか五感を使ってまず自分で感じていただきたいという言葉が心に染み渡りました。

先日、1月8日ですけれども宇川が日本海に注ぐ丹後町と高嶋の河口に行つて水の音に耳を傾け風景をじっくり見てきました。年末に雪が降つたのですが、その雪解け水を集めて勢いよく豊かな水量で日本海に向かって垂直にはなく上野方面の護岸に沿って、高嶋へ砂浜を横切りながら300mほど力強くグングン進みながらようやく日本海へ合流していました。全長18kmの長い旅を終えて、今まさに日本海に注がんとするその様子を間近に360度見回してしてみますと、澄める川瀬や青き海、緑の山や白き砂、これは宇川中学校の校歌ですが、まさにそのままであるということに気付いて感動いたしました。ちなみにその鞍内の約1km上流にある小脇の水力発電には取水口と放水口の有効落差が50m強あり、全長3,000mの水路式の水力発電所が大正9年に建設されておりまして、今も発電されています。発電可能なくらいに冬の雪解け水ですとか、夏の前のその梅雨時期の山々の木々が持つ保水力がその機能を発揮しているお陰だというふうに思っております。

宇川上流というのはその宮津市の木子などから始まって太鼓山や金剛童子山の角突き山、汐霧山の水を集めて弥栄町の地域で集まって丹後町に入ってから竹久僧川、小脇川、御山川の支流を合わせて特に標高約120mの野間地域から標高約40mの鞍内までは急峻な山々を縫うようにして流れています。宇川は夏になると、鮎の友釣りを楽しむ人ですとか、巻網を使って少年のような心に戻つて川の中を無心になって追いかける文化が今なお残っています。宇川の住民は今までいくどとなく大洪水の洗礼を受け、水の力の脅威を思い知らされながらも、水美しい河鹿鳴く真澄の流れの自然の恵みを受け、鮎と共に生き、綺麗な水で米作りを行っています。

水の力の脅威と河鹿鳴く真澄の流れは今日までの微妙なバランスの中で保たれてきたに過ぎず、バランスを崩すことは今まで耐えに耐えてきたものが一

気に堰を切ったように崩壊する危険性を大いに孕んでいると言わざるを得ません。かつて上流の国営農地の開発の際、大雨も降っていないのにシルトの濁りが川面を覆って悲しい思いをしました。軽トラで18キロ以上、上流の地点まで原因を調べに行って関係機関に改善を要望してきた先人たちや先輩たちの苦勞を決して忘れてはいけないと思います。宇川と本庄浜に注ぐ筒川は“がわ”ではなく“かわ”と呼ばれています。美しい宇川を末永く伝えて行こうとする先人の祈りが込められているというふうに思います。我々は五感をフルに研ぎ澄まして、その志にそむかないよう見守っていく大きな責務があるというふうに思います。以上です。

会長：富岡区長、どうもありがとうございました。今回の審議会はですね、環境アセスメントに基づく環境配慮書への意見をまとめるということで、田中委員もおっしゃったように大変タイトなスケジュールの中で進めざるを得ないわけです。けれども今富岡区長さん、それから小倉区長さん、そして先ほど田中委員もお話いただいたような、地域の人たちの自然の中での文化の蓄積であるとか暮らしのあり様ですとか、そういったことがベースにあってこそその審議会であると思っておりますので、環境配慮書への意見としては全てを盛り込むことは難しいけれども、その想いだけはここに一堂に会している皆さん、京丹後市民、それから丹後半島に住んでいらっしゃる色々なお立場の方に、住民の方も含めてですね、共有していくことが大事ではないかなというふうに思いました。今お話しされたように、丹後半島を区切って考えることはできない。京丹後市だけで考えることはできず宮津側も伊根町の側も自然は繋がっているわけですから。大変貴重なお話をいただきまして本当に有難うございました。小倉区長さんどうぞ。

地元代表：1月5日にこの修正版の素案というものいただきまして、早速区長さんがたに集まっていたいて、7日の金曜日に素案についても共有をして課題整理した上で上宇川連合区長会としての新たな意見をまとめました。この配慮書に対する意見には盛り込まれてない部分が3点あります。そのことについてお伝えします。

まず一点目ですけれども、風力発電事業による森林の造成開発により動物の生息環境は改変され作業道は動物の移動経路にもなる。鹿熊等の集落道路への出没増加が懸念されます。実施想定区域の動物の生態行動調査を行い、集落の家に被害を与えるリスクについても評価してください。理由としましては、この実施想定区域の隣接集落、八畑、吉永、遠下、鞍内で熊の目撃情報がございます。京都府の熊目撃情報マップでは令和3年で八畑が11月に2回、吉永が5月11月、平が10月に2回。年々、熊が集落に出てくるというのが最近の状況でございます。過去には遠下、鞍内でも熊が目撃をされております。また、

上宇川の住民が吉永遠下線で鹿と衝突して車が大破するという事故も起きています。これは専門的な知見としてなんですけれども、風力発電事業建設に伴う作業道や建設ヤードの森林伐採が進むと動物の生息地が分断され、人里への出没の深刻化が懸念されるという熊の生態研究の専門家の意見がございます。この意見を言われたのは、兵庫県の森林動物研究センターの横山教授でございます。彼女は去年の2月27日に行われた研究センターのシンポジウムで発言をされてYouTubeでも公開をされています。以上、動物の獣害のリスクについての評価をお願いしたい。

2点目はですね、依遅ヶ尾山系のドクターヘリの運航に影響のないよう、発電施設の配置について関係機関と十分に協議調整を行ってください。理由としては宇川地区へのドクターヘリの運行は依遅ヶ尾山の南側をほとんど飛来してきます。鞍内地内にも救急搬送で着陸したことがございます。大きな風車が建ちますと鞍内地内に着地することが非常に困難ではないかという不安があります。このことが理由の大きなものです。ドクターヘリの運航について、影響のないようにということ。

3点目は環境アセスメントの図書というのは法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続するという事を事業者の方は言うておられました。ただ、図書の電子縦覧にあたっては、現在のところ印刷ができません。継続してそのアセスの図書を公表されること。それから電子縦覧にあたっては印刷可能にするなど積極的な事業者としての情報提供を行っていただきたいということを盛り込んでいただきたい。理由としては非常に多くの住民の方からそういった声が聞こえております。合わせて答申に盛り込んでいただきたいと思っております。事例としましては新温泉町長が方法書の段階においての意見としてインターネットの図書の公開に関わる意見を知事に出されております。この点についてもお願いしたいと思っております。以上です。

会 長：小倉区長様ありがとうございました。事務局の方で何かお答えできる範囲でお願いいたします。まず獣害対策ですね。確かにそのことは抜けておりました。ドクターヘリと3番目については事業者への求めになりますね。

事 務 局：獣害対策とドクターヘリの運航については、本日の答申案の中に書かれていないので、これは入れさせていただきます。3つ目の電子縦覧の印刷についても、今までの説明会でも市民の方から意見が出ており、そのことを入れていくことは可能かと思っております。

会 長：そのほかご意見いかがでしょうか。野間先生どうぞ。

アドバイザー：2点申し上げたいと思っております。全般的事項の(1)のところでは、今後の調査のプロセスおよびその結果において、とあるのですけれども、現時点において配慮書も含めてですね。現時点で判明した事実も判断材料と思っておりますので、

「今後の」の前に「現時点で明らかになっている結果および」を入れて、今分かっていることも判断材料となるという意味の文言があると良いと思います。

それから、個別の項目の方法書に書き込むべき方法というのは色々あるわけなのですが、法アセスのことで決まりきったマニュアルがあるという性格のものではないわけです。弾力的にその地域の特性を明らかにするために必要なことを適切に行いなさいということが決められているわけで、ある程度ふさわしい方法をとということが任されている面が多い制度ともいえるわけです。特に、生態系のところでは、配慮書に書かれていることはあまりないんですけども、生態系の環境影響評価というのは、この地域の生態系の特性を適切に把握できることを相違工夫し考えてくださいという主旨が求められていますので、現状では陸上部分と言いますか、植生などを中心に分かっていることから書かれているわけなのですが、森林と川の水、鮎を中心とする水生の生物との関係というのは、前回今回の議論でも大きなポイントかと思しますので、そういう陸上と水中の関係も含めた生態系の特性を解析できる方法を考えてくださいという表現がふさわしいのではないかと思います。

あと一つ、専門家や地域住民等からの聞き取り等の方法というのが随所にあるんですけど、それを行いなさいと読めるようなところもあります。特に前の案はそうだったんですけど、それを色々入れていただいたんですけど、専門家や地域住民からすでに知られていることを聞き取ったうえで適切な方法を計画するようにしてくださいといった主旨が十分読み取れるような表現になるといいかなと思いましたが、以上です。

会長：野間先生どうもありがとうございました。事務局の方で可能な限り反映させていただければと思います。どうしても語尾が「調査予測及び評価を行うこと」で終わっているところが多くて、「それらを踏まえて適切な方法を計画してください」というように押さえたかどうかという主旨だったかと思えます。もう一度見直しましょう。

会長：深町先生どうぞ。

アドバイザー：野間先生のお話にもあったのですが、今回色々配慮事項を、基本になるような指針というのは決められていると思うのですが、特に文化的な話だとか表現を見ますと、単に調査をしてください、というようなところで終わっていません。私自身も国の道路とか環境アセスの会議にも出席していますが、現在のやり方としては、その案件に対して必要なことは文化的な観点も含めて評価対象に入れていくというのが当たり前になってきていると思います。ですから、この単に調査しておしまいというのではなくて、文化財だとかいろんな地域の歴史、文化的なことに大事なものがあつたときはそういったことにもきちっと配慮するということが、明確に指摘される方がより現在のアセスの方向にあって

いるんじゃないかと思います。以上です。

会 長：深町先生、どうもありがとうございました。個別事項の（８）ですかね。語尾のところでは、それぞれ、配慮すること留意することというふうになっておりますが、深町先生、更に何かこういう表現のほうがいいというのがありますでしょうか。個別事項の（８）文化財等についての所の語尾について、どういった表現であれば良いかというのがありましたら教えていただけないでしょうか。

アドバイザー：調査して、配慮事項をしっかりと検討することってところまであるといいかなというふうに思います。

会 長：①の所は「調査を行うこと」ではなくて「調査を行い適切に配慮すること」こうした方が良いということですね。それでは事務局の方で修正をお願いいたします。その他、みなさんご意見いかがでしょうか。小倉区長さんどうぞ。

地元代表：５ページが一番上に書いたのですけども。前のページから言うとまた鮎の事となるのですけど、「なお 事業計画が国の認可を受け工事着手した以降の調査において、天然鮎との生息環境に何らかの影響が生じている調査結果となった場合の必要な保全措置をあらかじめ提示すること」と書いてあるのですけれども、正直言いまして、地元としたら、工事された後にそういった鮎の生息環境に影響が出てしまったら、もうかなりの河川が、疲弊しているということになるといえます。地元としてはもう工事を中止していただきたいというのが思いなんです。ここは保全措置をあらかじめ提示すると書いてあるのですけども、地元の立場からすると被害が出ている、影響が出ているのに、保全とはなんだろうと疑問に思うので、必要な措置をあらかじめ提示することの方が、地元としてはありがたいかなと。ですからこれはもう中止も含めてということはある程度その文言は入れなくても必要な措置をあらかじめ提示すると、そういった影響が出た場合どうするか、どう考えるのかということですね。そのぐらいにさせていただいた方がありがたいかなと思います。ただ保全措置となりますと代替なのか、他の対策を考えるのかなんのですけど、過去の色んな上宇川での経験から言いますと、それはできなかったということがありますので、その文言をもうちょっと工夫していただきたいなと思います。以上です。

会 長：小倉区長ありがとうございました。事務局の方でこのくんだり、「なお、事業計画が国の認可を受け工事着手した以降の調査において」と入っているのですけどいかがでしょうか。

事務局：おっしゃる通り保全だけではできない可能性もありますので、またこの辺の表現を考えさせてもらいます。

会 長：事務局の方で検討いただくということにいたします。他にご意見いかがでしょうか。ひとまず、答申案についてはここまでご意見をいただいたということ

で。たくさんのご意見をいただきまして本当に有難うございました。あとは事務局と私の方に一任をいただいでですね、盛り込んでまいりたいと思っております。荒田委員どうぞ。

委員：確認したいのですが、先ほど専門家の先生からもありましたので繰り返しの部分になりますが、2ページの1の(1)、今一番言いたいところなのかなと思うんですが、下から2行目の「災害等への重大な影響を回避できない場合には必要な事業計画の見直しを検討すること」とあります。環境アセスの制約上こういった表現になるというのかどうかかわからないのですが、重大な影響を回避できない場合に、事業計画の見直しを検討してください、考えてくださいという表現よりも事業計画の見直しを行ってください、見直しを行うこと等の表現にできないものかなと考えますが、いかがでしょうか。

会長：事務局の方でお答えをいただけますでしょうか。事業計画の見直しを検討するとなっている事業計画を見直しされたいとか、見直しを行ってくださいということですけども。

事務局：ここは微妙な表現になっていまして、やはり相手方に、限定してやることっていうこと自体、環境アセスの部分でなかなかはっきりと言にくいという部分がありまして。それをするためにはっきりとした根拠をこちら側が持って、それに対して言っていくという形でしかないっていうことも色々な先生からお伺いしております。表現が難しい部分がございますので、その辺も含めてまた相談させていただきながら、最終決定をさせていただけたらと思います。

会長：言葉というのは非常に難しく、さらにこの環境アセスメントの制度に則ったやり方ということになっているというのがむず痒いところです。お気持ちは大変よくわかりますので、事務局と検討させていただきます。答申案についてのご意見一旦閉めさせていただいてもよろしいでしょうか。この後も気が付かれた事などありましたら、事務局の方にお伝えいただければと思います。

木原委員、何かお話があるとおっしゃっていましたがいかがでしょうか。

委員：まず答申案については、参加させていただいて大変勉強になりました。ありがとうございました。様々な懸念が示されて、今後の事業計画を作っていくにあたって重要なコミュニケーションのベースとなるというところかなと思います。それに関して、異論はありません。ただ、一個一個のサイトについての評価と再生可能エネルギーをどうするかについての議論は、分けて議論する必要があるかなと思います。先ほどは発言を差し控えていたところです。今すごく私が懸念をしているのは、今回の件が再生可能性エネルギーとか風力発電そのものに対してつなげて考えられてしまわないだろうか、とらえられてしまわないだろうかというところについて、ものすごく強い懸念を持っています。

これは今資料がないので、また改めて資料を基に議論をした方がいいかなと

と思いますが、この審議会は答申に関しては先ほどのもので結構かなと思います。審議会の役割としては風力発電をこれからどうしていくのか、もっと言えば京丹後市のエネルギー政策をどうするのかというところにも、当然関わっていかねばならない。それは審議会としての今回の答申を超えた部分での役割ではないかと思っています。そして、データ上風力発電がないと日本はエネルギーが足りないということは分かっている、これはもうはっきりと分かっている話です。今後10年少しでガソリン車は販売禁止、少なくともヨーロッパではガソリン車やディーゼル車は販売禁止になる。そういった車はもう作れないという状況になることはもう分かっている。灯油も家庭用の暖房として燃やしてはいけなくなることにももう分かっている。ヨーロッパのいくつかの国や地域ではもう灯油暖房使ってはいけなくなると話になってきている。今後、化石燃料が使えなくなるという状況が分かっているので、ここで再生可能エネルギーを導入しないという話はある得ないと。今回のサイトの話じゃないですよ。エネルギー政策の話、一般的なエネルギーの発電として、風力発電を導入しないという話はないだろうと。もし、導入しないとなれば、それは京丹後市の機械金属工業をどうするのか、あるいは観光業どうするんだ、どうやって京丹後まで来てもらうんだということも含めてそこをあきらめるという話になる。多分そこまでの議論はまだできていないと思います。風力発電を、例えば作っていくとなったときに、議論が必要なのはそこに示される懸念だけではなくて、風力発電を建てなかったときのものすごく大きな懸念があるわけで、そこを加味して結局我々としては選択をしていくしかない。ですので、今回の風力発電とは別の話として、子供たちにどういったエネルギーを残していくのかという話が必要かと思っています。子供たちよろしくねというには時間が足りないわけですよ。少なくともあと数年、10年以内にCO₂の排出量を半減させなければならない、30年以内にゼロにしないといけなくなることが分かっている中で、それをどうやっていくかという議論が並行して必要になるのだと思います。それは、ここの地域ではなくて別の地域の山でやってくれと、それはひとつの選択肢としてあり得ると思いますが。あるいはもうエネルギーはガソリン車が走れない電気も足りないとなったときにそれをあきらめるという選択肢もあると、それはもちろん思いますけれど、そこまでの議論が尽くされているようには思えないですし、インターネットの書き込みなんかを見ると市民さんのなかには安易に「もう今あるエネルギーの範囲でやっていけばいいか」みたいな書き込みがあってちょっと悲しく思っています。それは産業とかも含めて、相当まずい状況になるぞ、どこまでの覚悟をもって再生可能エネルギーの導入をするのか、そして再生可能エネルギーを導入した時の便益をどう最大化していくのか、再生可能エネルギーを入れるということが不可欠

なのであれば、それはどういった形でやるといいのか、現状維持では絶対に無理なので、変わることをどこまで許容するのか、どの範囲だったら許容して子供たちに次のエネルギーこうですよと示せるのか、ちょっと相当重たい議論が必要だと思います。何を言っているかという、このサイトに関しての答申というのはこれで結構かと思いますが、これがエネルギー政策の全体として風力発電いらないよね、という風潮になることを強く懸念しております。それはたぶん無理です、であるならば、どうするのかという議論を並行してやらないといけない。新聞報道を見ると、住民さんから風力発電の今回のものには反対です、ただ50年後の未来のエネルギーを考えましょうというのがご意見として出されたというのを聞きまして、それはすごく素敵なお話だなと、未来志向の意見が出されて素敵だなと思います。ただ、付け加えるならば50年後では全然間に合わない、10年後になんとかなくなっていきまじいという状況の中で急ぎの議論をする必要がある。今回の審議会の議論を聞いていて、少ししんどいと感じました。このサイトの話とエネルギー政策全体の話、あるいはリスクをゼロにするのか、でもそれは無理だよなと行ったり来たり住民さんの間でもしてしまっていないかなという、それを整理するのもこの審議会の役割かなと思うので発言させていただきました。かなり強い懸念を感じているというところです。以上です。

会 長：木原委員ありがとうございました。ご意見、確かに承りました。第1回の中から木原委員はそのことを仰っておられてですね、この3回の審議会では答申案を練り込むということに集中をしてみましたが、決して私も会長として、木原委員のご意見を忘れたわけではございません。事務局の方でこの後のスケジュールであるとか今後のそういったエネルギーについての議論ですね、お答えいただけましたらと思います。

事務局：この後のスケジュールということで説明をさせていただきます。さきほど奥谷会長からも確認をしていただきましたように、本日の議論を踏まえまして事務局で本日の答申案を修正いたします。その後会長に確認をいただいたもので最終の答申とさせていただきますということになります。この答申を持ちまして、来週17日の午前9時15分から、市役所の方で中江副会長同席のもとで奥谷会長から中山市長に答申書を手渡しいただく予定としております。

その後、提出を受けました答申を元にしまして、令和4年1月21日までに市長意見を作成し、京都府知事に送付をしていくという流れになっております。また、同時に市ホームページの方でもその答申につきまして公開をしたいと考えているところです。

さきほどの木原委員のご意見に基づきまして、確かにこの審議会の場では環境アセスに基づく制度論というところが必要かと思いますが、京丹後市の

中で再生可能エネルギーを導入活用していくためには、自然環境を守りながらどう進めていくのがよいのか、といったところは市民の方、事業者の方を含めてまだ議論が何も始まってない状況にあります。現在市の方で進めているロードマップの作成と合わせて、そういった議論をさせていただく場を持つ必要があると強く感じております。以上になります。

会 長：ありがとうございます。小倉区長どうぞ。

地元代表：確認したいんですが、中山市長に答申をお渡しになるのはいつでしょうか。

事務局：来週17日です。

地元代表：市のホームページでその答申が公開されるのはいつごろになりますか。

事務局：21日までに京都府に意見として回答ということになりますので、その同日になるかというふうに考えております。

会 長：そのほか、スケジュールや事務局からロードマップ作りについて議論をしていきたいとのことですが、なにかご意見ご質問ありますでしょうか。ご質問やご意見など追加したいことなどございませんでしょうか。オンラインの先生方もいかがでしょうか。深町先生どうぞ。

アドバイザー：木原さんのおっしゃったことは再生可能エネルギーをどうするかということは、大変重要な視点かとは思いますが、ただ再生可能エネルギーの問題というのがすべてのことに優先してあるものではなくて、例えば温暖化の話と生物多様性をどうするとか、地域の文化をどう大事にしていくとかという色んなものがうまく折り合いをつけながら、道を見つけていくということですので、必ずしも風力発電が丹後に必要なかというようなところで、やっぱり地域の中でしっかり主張していくことすし、特にエネルギー問題というのはそれをいうなら、まず京都市とか大都市でどう再生可能エネルギーを生み出せるかっていうところもしっかり考えて、都市の人口を支えるために地方で地域の大事なものを失ってまで供給するということはあってはならないので、広域レベルで色んなことも考えながら、どの地域にとっても納得がいくような再生可能エネルギーだとか、地域にあるものを大事にして活かしていくということをぜひ審議会の中で検討していただけるといいなと思いました。以上です。

会 長：深町先生ありがとうございます。木原委員どうぞ。

委 員：深町先生ありがとうございます。まったくその通りだと思います。今のところに全く反論はないのですが、一方でその議論がないと、簡単に中止というのとも言えないだろうと思うんですね。もう一度言いますが、今回のサイトに関して懸念があるというのは、承知をいたしました。勉強になりました。私も風力発電その他が何にも優先するとは全く思っておりません。かつその地域の資源を使うのであれば、その地域にベネフィットが享受されるようなものであるべきだとも思っています。ただ、このままいくと日本のエネルギーは全然足り

ないということのはっきり見えている。すべてのところにとって良いという話はその通りだと思うのですけれど、再生可能エネルギーをどれくらい入れないのか、入れないとすると何をあきらめるのか、それは日本が工業国であることをあきらめるという話と色々重なってくると思います。その辺も含めて何が一番いいかというのは簡単に答えを出せない。そこも含めてまずいですよねといった話だご理解いただけるとありがたいと思います。私は再生可能エネルギーを地域の自然とかをつぶしてまで建てろとは全く思っていない。一方で建てないとまずいだろうと思っています。答えがなくて困っています。また、ぜひ議論をさせてください。エネルギー事情は相当難しい状況にあって、そこをなんとかしないと、社会の在り方そのものを変えなければならないという話になって、それはそれでかまわないので、そこまで含めた合意形成がいるというのが発言の主旨です。優先するとは思っていません。

会 長：木原委員、ありがとうございます。野間先生、何かございますか。

アドバイザー：宮津市側では府立公園が10数年前に作られましたけれど、それから竹の発電所もできたと同っています。この地域でもそういう取り組み、今でいうとSDGsというか、以前から取り組みの蓄積があると思いますので、そういうことも相対との関係というようなお話も伺えたらうれしいと感じました。以上です。

会 長：ありがとうございます。宮津市と伊根町の動向というのは事務局でどのように把握されていますでしょうか。

事務局：宮津市と伊根町の状況ですけれども、宮津市も伊根町もこの審議会のような議論の場は持たないと聞いております。役所内の関係部署に意見を照会して、宮津市、伊根町としての意見をまとめて京都府に出すということになります。その主旨としては、やはり事業によって環境に影響が生じないようにしっかりと計画にしていきたいといったことが根本にある意見書になるということでした。それから、宮津市、伊根町において住民説明会が昨日一昨日と行われており職員が同席しておりますので、そういった場に出された意見を首長の意見として盛り込んだものを京都府の方に出していきたいといったことを確認しております。以上です。

会 長：ありがとうございます。それぞれの市町ごとに、自治体としての意見を求められるということはもちろんでございますけれども、この審議会では3回に亘って、地元の区長さん、また現地調査も含めてですね、私どもが見聞きしてきた丹後半島の自然のありよう、それからその文化のありようというものは、本当につながっていると思いますのでそのことの共有はしつつ、それぞれの自治体の意見を尊重しつつ、共有と個別の意見ということを念頭に置きながら、また見守っていきたいと思っております。事務局の方もそれぞれの市町の担当

の方との連携連絡を私からお願いをいたします。

それでは答申案に対しての複数の修正箇所がございますので、事務局の方でまとめていただき、私も入って検討させていただいた上で最終の答申としてまとめさせていただきます。本日また大変みなさん熱心にご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。進行を事務局の方にお返しします。

事務局：奥谷会長、ありがとうございました。また委員の皆さん、アドバイザーの皆さん 本日も熱心に審議をしていただきお礼を申し上げます。

今後の審議会の予定につきましては先ほど申し上げました通り「(仮称)丹後半島第一・第二風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議は今回で終了となりますので、この後事務局と会長とで最終の調整をさせていただきます。

引き続きとなり大変恐縮なのですが、「(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」がまた新たに公告縦覧に付されるという情報が入ってきています。3月を予定しているということです。それが出てからですと時間が短くなりますので、来月、「(仮称)京丹後市磯砂山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」につきまして、この審議会の場で議論を始めさせていただきたいと思っております。大変お忙しいなかにはなると思いますが引き続き、委員の皆さん、アドバイザーの皆さんご協力をよろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。ご多用の中大変ありがとうございました。

会議録確認者
